

デジタル庁
令第十四号
総務省

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第五十条 第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>「削る」</p> <p>「削る」</p> <p>十二 地方税法第四百五十六条の軽自動車税の減免、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十條第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次条において「平成二十八年改正前地方税法」という。）第四百五十四條の令和元年度分までの軽自動車税の減免又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この条及び次条において「令和八年地方税法等改正法」という。）附則第十五條第四項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「令和八年改正前地方税法」という。）第四百六十三條の二十三の令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割の減免に関する事務 第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実関係情報</p> <p>十三 略</p> <p>十七 地方税法第七百三条の四の国民健康保険税（同法第五條第六項第五号に掲げる国民健康保険税をいう。以下この条において同じ。）の課税に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イハ 略」</p> <p>十八 地方税法第七百三条の五第三項の国民健康保険税の減額賦課に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イロ 略」</p> <p>十九 略</p> <p>二十 令和八年地方税法等改正法附則第十五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第四百六十一條の軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務 第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）</p> <p>二十四 令和八年地方税法等改正法附則第十五條第三項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第四百五十八條第六項又は第四百五十九條第二項の軽自動車税の環境性能割の還付に関する事務 納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報</p>	<p>第五十条 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 地方税法第四百五十八條第六項又は第四百五十九條第二項の環境性能割の還付に関する事務 納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報</p> <p>十三 地方税法第四百六十一條の環境性能割の減免に関する事務 第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）</p> <p>十四 地方税法第四百六十三條の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十條第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四條の軽自動車税の減免に関する事務 第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実関係情報</p> <p>十五 略</p> <p>十六 略</p> <p>十九 地方税法第七百三条の四の国民健康保険税の課税に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イハ 同上」</p> <p>二十 地方税法第七百三条の五第三項の国民健康保険税（同法第七百三条の四第一項の国民健康保険税をいう。次号及び第二十二号において同じ。）の減額賦課に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イロ 同上」</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>「新設」</p>

第五十一条 第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕五 略

〔削る〕

〔削る〕

六 地方税法第百六十四条の自動車税の減免、平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年改正前地方税法第百六十二条の令和元年度分までの自動車税の減免又は令和八年地方税法等改正法附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百七十七条の令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割の減免に関する事務 次に掲げる情報

イ 納税義務者に係る児童福祉法第十一条第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ 納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ 納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報

七 略

十三 平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年改正前地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 第六号に掲げる情報

十四 令和八年地方税法等改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百六十七条の自動車税の環境性能割の減免に関する事務 第六号に掲げる情報

十五 令和八年地方税法等改正法附則第十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百六十四条第六項若しくは第百六十五条第二項の自動車税の環境性能割又は令和八年地方税法等改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法附則第二十九条の十三の軽自動車税の環境性能割の還付に関する事務 納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第五十一条 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 地方税法第百六十四条第六項、第百六十五条第二項又は附則第二十九条の十三の環境性能割の還付に関する事務 納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七 地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務 次に掲げる情報

イ 納税義務者に係る児童福祉法第十一条第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ 納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ 納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報

八 地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務 前号に掲げる情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

九 略

十五 平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 第七号に掲げる情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十条及び第五十一条の改正規定を次のように改める。

改正後

改正前

第五十条 第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 略〕

三 地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四條の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四條の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四條の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四條の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四條の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四條の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四條の二第一項第十二号の特定親族特別控除、同法第三百十一條の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務、納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報

〔イ・ロ 略〕

〔四〇六 略〕

七 地方税法第三百十九條の二第一項の納税通知書の交付に関する事務 納税者に係る出入国関係情報

八〇九 略

十一 地方税法第三百二十九條第一項の督促に関する事務 納税者に係る出入国関係情報

十二 地方税法第三百三十一條第一項の滞納処分に関する事務 滞納者に係る出入国関係情報

十三〇 略

二十六 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十一条の届出に係る事実についての審査に関する事務 納税義務者に係る在留カード関係情報

二七二・二七三 略

第五十一条 第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇十二 略〕

十三 地方税法第七百三十九條の五第一項の滞納処分に関する事務 滞納者に係る出入国関係情報

第五十条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四條の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四條の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四條の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四條の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四條の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四條の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一條の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務、納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報

〔イ・ロ 同上〕

〔四〇六 同上〕

〔新設〕

七〇九 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

一〇二 〔同上〕

〔新設〕

二七二・二七三 〔同上〕

第五十一条 〔同上〕

〔一〇十二 同上〕

〔新設〕

十四～十六
〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

十三～十五
〔同上〕